

付 議 第 8 号

高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取
に関する議案

平成 24 年 12 月高知県議会定例会提出予定の議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成24年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立高知公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立高知公園の指定管理について

1 施設概要

- ・ 名称 高知県立高知公園
- ・ 都市公園の指定 昭和33年10月
- ・ 面積 約10.3ha
- ・ 有料施設 天守・懐徳館（本丸御殿）・東多聞・廊下門 駐車場

2 指定管理者の公募

- ・ 業務内容 公園の維持管理（清掃、警備、植栽管理、小修繕等）
懐徳館及び駐車場の料金徴収
利用者対応と利用者の増加対策
- ・ 公募期間 平成24年9月14日から10月29日
- ・ 応募団体 入交グループ高知公園管理組合1団体のみ
- ・ 選考委員会 平成24年10月31日

3 指定しようとする団体

- ・ 団体名称等 入交グループ高知公園管理組合
入交住環境（株）、カネタビジネスサービス（株）、入交道路施設（株）、
セコム高知（株）、セコムジャスティック高知（株）の5社で構成
- ・ 指定実績 平成19年～21年、平成22年～24年の6年間高知公園の指定管理者

4 管理代行料（委託料）

- ・ 169,000千円（5カ年）

5 管理運営の状況

(単位：千円)

	年度	運営費支出	利用料収入	指定管理料	入館者（人）	備考
直 営	1 6	177,983	69,642		149,648	
	1 7	162,097	81,699		181,230	
	1 8	151,395	146,069		372,753	24 万石博
指 定 管 理	1 9	116,966	93,168	36,420	214,580	
	2 0	117,908	91,845	34,370	208,580	
	2 1	127,504	106,915	33,420	252,445	
	2 2	141,684	138,831	17,501	344,641	であい博
	2 3	141,168	116,383	30,328	277,117	
	2 4	124,587	89,486	35,101	200,891	
	2 5	132,051	98,251	33,800	225,000	
	2 6	132,051	98,251	33,800	225,000	
	2 7	132,051	98,251	33,800	225,000	
	2 8	132,051	98,251	33,800	225,000	
2 9	132,051	98,251	33,800	225,000		

*～平成 23 年度決算額 平成 24 年度～予算額

高知県立都市公園条例

(平成 17 年 3 月 29 日条例第 7 号)

高知県立都市公園条例(昭和 33 年高知県条例第 35 号)の全部を改正する。

(指定管理者による管理等)

第 3 条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、都市公園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第 28 条各号に掲げる書類の提出を求め、第 29 条第 1 項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

一部改正〔平成 17 年条例 71 号〕

(指定管理者が行う業務)

第 27 条 指定管理者が行うことができる都市公園の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 第 10 条に規定する特定公園施設の利用の許可、第 13 条に規定する特定公園施設の利用の許可の取消し等その他の特定公園施設の利用の許可に関する業務

一部改正〔平成 20 年条例 23 号・23 年 9 号〕

(2) 第 20 条に規定する利用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

(3) 第 23 条及び前条第 1 項に規定する利用料金の収受、第 25 条に規定する利用料金の減免、第 26 条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

一部改正〔平成 20 年条例 23 号・23 年 9 号〕

(4) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園を管理するために知事が必要であると認める業務

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 23 号・23 年 9 号〕

2 指定管理者に前項第 1 号に掲げる業務を行わせる場合における第 10 条及び第 14 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同項中「第 4 条第 1 項又は第 10 条第 1 項」とあるのは「第 27 条第 2 項において読み替えて適用する第 10 条第 1 項」とする。

一部改正〔平成 23 年条例 9 号〕

一部改正〔平成 20 年条例 23 号・23 年 9 号〕

(指定管理者の指定の申請)

第 28 条 第 3 条第 2 項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条第 1 項各号に規定する業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

一部改正〔平成 17 年条例 71 号〕

(指定管理者の指定等)

第 29 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による都市公園の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、それに要する経費が最少であること。
 - (3) 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保できるものであること。
- 2 知事は、第 3 条第 2 項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成 17 年条例 71 号〕